

スイス
意匠法
2017年1月1日版

目次

第1章 総則

第1節 内容及び要件

第1条 内容

第2条 要件

第3条 無害の開示

第4条 除外理由

第2節 意匠権の存在

第5条 意匠権の成立及び保護期間

第6条 出願に関連する優先権

第7条 出願する権限を有する者

第3節 保護の範囲及び効果

第8条 保護の範囲

第9条 意匠権の効果

第10条 権利所有者の通知義務

第11条 複数の権利所有者

第12条 継続使用の権利

第13条 並行使用の権利

第14条 移転

第15条 ライセンス

第16条 用益権及び質権

第17条 強制執行

第4節 代理

第18条

第2章 出願及び登録

第1節 出願

第19条 一般的要件

第20条 複合出願

第21条 出願の効果

第2節 優先権

第22条 優先権の要件及び効果

第23条 方式要件

第3節 登録及び更新;行政手続における電子通信

第24条 登録

第25条 公告

第26条 公告の延期

第26a条 行政手続における電子通信

第27条 登録簿の公共的性格及びファイルの閲覧

第28条 登録の取消

第29条 国際出願

第4節 手数料

第30条

第3章 法的救済方法

第1節 期限不遵守の場合の手続続行

第31条

第2節 [廃止]

第32条 [廃止]

第3節 民事法

第33条 宣言的判決を求める訴訟

第34条 譲渡を求める訴訟

第35条 履行を求める訴訟

第36条 民事手続における没収

第37条 [廃止]

第38条 予備的措置

第39条 判決の公告

第40条 判決の通告

第4節 刑事法

第41条 意匠権の侵害

第41a条 処罰できない行為

第42条 事業経営中に犯された侵害行為

第43条 手続の停止

第44条 刑事手続における没収

第 45 条 刑事訴追

第 5 節 税関からの助力

第 46 条 疑わしい物品についての通知

第 47 条 援助の申請

第 48 条 物品の差押

第 48a 条 試料

第 48b 条 製造及び取引に係る秘密の保護

第 48c 条 差押物品についての破棄の申請

第 48d 条 同意

第 48e 条 証拠

第 48f 条 損害賠償

第 48g 条 経費

第 49 条 説明責任陳述書及び損害賠償

第 4 章 最終規定

第 50 条 強制執行

第 51 条 現行法の廃止及び改正

第 52 条 経過規定

第 53 条 国民投票及び施行

付属(第 51 条) 現行法の廃止及び改正

第1章 総則

第1節 内容及び要件

第1条 内容

本法は、特に、線、面、輪郭若しくは色彩の配置により又は用いられている材料により特徴付けられる製品又は製品の部分の創作を意匠として保護する。

第2条 要件

- (1) 意匠は、新規かつ独創的であることを条件として保護される。
- (2) 意匠は、それと同一の意匠であってスイスの関係部門で活動する専門家に知られているものが出願日又は優先日の前に公衆に開示されている場合は、新規とされない。
- (3) 意匠は、それが生じさせる一般的印象の観点から、スイスの関係部門で活動する専門家に知られている意匠と些細な特徴について相違するに過ぎない場合は、独創的とされない。

第3条 無害の開示

次の場合は、出願日又は優先日の前12月以内における意匠の開示は、当該意匠権の所有者(所有者)に対して拘束力を有さない。

- (a) 第三者が、権原を有する者を害するような不当な態様で当該意匠を開示した場合
- (b) 当該意匠が権原を有する者により開示された場合

第4条 拒絶理由

次の場合は、意匠は保護されない。

- (a) 意匠が第1条に従って出願されていない場合
- (b) 意匠が出願時に第2条の要件を満たしていない場合
- (c) 意匠の特徴が製品の技術的機能によってのみ決定付けられている場合
- (d) 意匠が連邦法又は国際条約に違反している場合
- (e) 意匠が公序良俗に違反している場合

第2節 意匠権の存在

第5条 意匠権の成立及び保護期間

- (1) 意匠権は、意匠を意匠登録簿(登録簿)に記入することにより成立する。
- (2) 保護は、出願日に開始する5年間とする。
- (3) 保護は、5年間ずつ4回延長することができる。

第6条 出願に関連する優先権

意匠権は、意匠を最初に出願した者に属する。

第7条 出願する権限を有する者

- (1) 意匠の創作者、その権原承継人又は異なる資格で当該権利が属する第三者は、意匠を出

願する権限を有する。

(2) 複数の者が共同で意匠を創作した場合は、別段の合意がない限り、それらの者は、これを共同で出願する権限を有する。

第3節 保護の範囲及び効果

第8条 保護の範囲

意匠に関する権利の保護は、同一の本質的特徴を示し、それ故に登録意匠として同一の一般的印象を生じさせる意匠に及ぶ。

第9条 意匠権の効果

(1) 意匠権は、その所有者に対し、第三者が商業目的で当該意匠を使用することを禁じる権利を付与する。使用とは、特に、製造、保管、供給、マーケティング、輸入、輸出、輸送及びこれらの目的での保有を意味する。

(1-2) 所有者は、商業的に製造された物品の輸入、輸出及び転送を、その行為が私的使用のためであっても、禁止することができる。

(2) 所有者は、また、第三者が不法な使用に参加すること又は不法な使用を促進若しくは助長することを禁じることができる。

第10条 権利所有者の通知義務

意匠権が存在することを、当該意匠に付与された番号を表示することなく物品又は事業用書類に表示する者は、要求に応じ、当該番号を無料で伝えなければならない。

第11条 複数の権利所有者

複数の権利所有者が存在する場合は、第9条に規定する権利は、別段の合意がない限り、それらの者に共同で生じる。

第12条 継続使用の権利

(1) 所有者は、第三者が次の期間中にスイスにおいて意匠を善意で使用していた場合は、当該第三者が従前と同一の範囲で継続して当該意匠を使用することを禁じることはできない。

(a) 出願日又は優先日の前

(b) 公告延期(第26条)の期間中

(2) 継続使用の権利は、事業と共にする場合にのみ移転することができる。

第13条 並行使用の権利

(1) 所有者は、新たな保護期間に関する手数料の納付期間の最終日と更なる処理を求める申請(第31条)を提出した日との間に登録意匠を善意でスイスにおいて職業目的で使用した又はその目的で具体的な措置を取った第三者に対しては、当該登録意匠(の権利)を主張することができない。

(2) 並行使用の権利は、事業と共にする場合にのみ移転することができる。

(3) 並行使用の権利を主張する者は、当該意匠権が回復されたときから、公正な補償金を所

有者に支払わなければならない。

第14条 移転

- (1) 所有者は、自己の意匠権の全部又は一部を移転することができる。
- (2) 移転は書面により行わなければならないが、登録簿に記入する必要はない。移転は、善意の第三者との関係では、登録された後にのみ効力を有する。
- (3) 移転が登録されるまでは、
 - (a) 善意のライセンシーは、旧所有者に対する義務を履行することにより、自らの義務を免除される。
 - (b) 本法に規定する訴訟は、旧所有者に対して提起することができる。

第15条 ライセンス

- (1) 所有者は、第三者に対し、意匠権又は意匠権から生じる一定の権利を排他的に又はそうでない態様で使用する権限を付与することができる。
- (2) ライセンスは、関係当事者の1の請求に基づいて登録簿に記入される。それにより、当該ライセンスは、当該意匠についての結果としてその後取得される何れの権利に対しても拘束力を有する。

第16条 用益権及び質権

- (1) 意匠権は、用益権又は質権の対象とすることができる。
- (2) 用益権及び質権は、善意で意匠権を取得した者との関係では、登録後にのみ効力を有する。登録は、関係当事者の1の請求に基づいて行われる。
- (3) 用益権が登録されるまでは、善意のライセンシーは、旧所有者に対する義務を履行することにより、自らの義務を免除される。

第17条 強制執行

意匠権は、強制執行措置の対象となり得る。

第4節 代理

第18条

本法に規定する行政上の手続の当事者であってスイスに住所又は登録事務所を有していない者は、スイス国内の送付先住所を明示しなければならない。

第2章 出願及び登録

第1節 出願

第19条 一般的要件

(1) 意匠は、登録出願が連邦知的所有権庁(IPI)に提出された場合に、出願されたものとみなされる。出願には、次のものを含めなければならない。

(a) 登録の願書

(b) 複製に適した意匠の表示。この要件が満たされていない場合は、IPIは、当該欠陥の是正のための期限を出願人に課する。

(2) 最初の保護期間に関する手数料は、IPIが課した期限内に納付されなければならない。

(3) 2次元の意匠(模様)が出願され、出願人が第26条に基づいて公告の延期を請求する場合は、意匠の表示の代わりに意匠の複製を提出することができる。延期の後に意匠の保護を維持する予定である場合は、前もって、複製に適する意匠の表示をIPIに提出しなければならない。

(4) 手数料を納付した上で、表示を説明するために、最大限100語で意匠について記述することができる。

第20条 複合出願

(1) 工業意匠に関する国際分類を定める1968年10月8日のロカルノ協定に基づいて同一の製品の類に属する意匠は、複合出願の対象とすることができる。

(2) 連邦理事会は、複合出願についての大きさ及び重さを制限することができる。

第21条 出願の効果

出願は、意匠が新規かつ独創的であるとの推定及び意匠を出願する権利の推定を形成する。

第2節 優先権

第22条 優先権の要件及び効果

(1) 意匠が初めて合法的に工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の他の締約国において出願された場合又はこれらの国の1において出願が効力を有する場合は、出願人又はその権原承継人は、スイスにおいて同一の意匠を出願する目的で最初の出願日を主張することができる。ただし、スイスにおける出願が最初の出願から6月以内に行われることを条件とする。

(2) スイスに相互主義待遇を与える国における最初の出願は、パリ条約の締約国における最初の出願と同一の効力を有する。

第23条 方式要件

(1) 優先権の主張を意図する者は、優先権宣言書をIPIに提出しなければならない。IPIは、優先権書類の提出を要求することができる。

(2) この主張を行う権利は、連邦理事会が定める期限及び方式要件の不遵守の場合は消滅す

る。

(3) 優先権の登録は、所有者に有利な推定を構成するに過ぎない。

第3節 登録及び更新;行政手続における電子通信

第24条 登録

(1) 法規定に基づいて出願された意匠は、登録される。

(2) 第19条(1)及び(2)に規定する方式要件が満たされていない場合は、IPIは、登録出願を受理しない。

(3) 第4条(a), (d)又は(e)に規定する除外理由の1が明白に存する場合は、IPIは、登録出願を拒絶する。

(4) 意匠権の存在又は所有者の地位に関するすべての補正も、登録簿に記入しなければならない。連邦理事会は、裁判所又は強制執行について責任を有する当局が命令する、意匠を移転する権利に対する制限など他の情報の登録について規定することができる。

第25条 公告

(1) IPIは、登録簿に記入された登録事項に基づいて、命令に規定された情報及び出願された意匠の複製を公告する。

(2) IPIは、公告の方法を決定する。

第26条 公告の延期

(1) 出願人は、出願日又は優先日から最長30月間公告を延期するよう、書面で請求することができる。

(2) 所有者は、延期期間中いつでも、即時の公告を請求することができる。

(3) IPIは、延期期間が満了するまで、出願された意匠の秘密を保持する。秘密は、延期期間の満了前に出願が取り下げられた場合も保持される。

第26a条 行政手続における電子通信

(1) 連邦理事会はIPIに対し、連邦司法に関する一般的規則に従って電子通信の規則を制定させる権原を有する。

(2) 書類及びファイルは、電子的形態で維持、保存する。

(3) 登録簿は、電子的形態で維持する。

(4) IPIはそのデータベースを、特にオンラインで第三者が利用できるようにする。このサービスに対する対価を要求することができる。

(5) IPIの公告は電子的形態で行う。ただし、電子版は、その資料が電子的形態のみによって公告される場合、公式資料とみなす。

第27条 登録簿の公共的性格及びファイルの閲覧

(1) 何人も、登録簿を閲覧し、その内容に関する情報を請求し、かつ、その抄本を請求することができる。第26条が適用される。

(2) 登録された意匠のファイルも閲覧することができる。連邦理事会は、製造上若しくは事

業上の秘密又はその他の極めて重要な利害により別途要求される場合に限り、ファイルを開覧する権利を制限することができる。

(3) 例外的な場合に、要件及び保護の範囲(第 2 条から第 17 条まで)に影響を及ぼさない限り、登録前にファイルを開覧することができる。関係手続については、連邦理事会が責任を有する。

第 28 条 登録の取消

次の場合は、IPI は、登録の一部又は全部を取り消す。

- (a) 所有者がそのように請求する場合
- (b) 登録が延長されない場合
- (c) 規定の手数料が納付されなかった場合
- (d) 効力を生じた判決により、登録が無効と宣言された場合
- (e) 第 5 条に規定する保護期間が経過した場合

第 29 条 国際出願

意匠の国際出願においてスイスを指定する者は、その出願により、それがスイスにおいて行われた場合と同等の、本法に基づく保護を取得する。1925年11月6日の意匠の国際出願に関するハーグ協定の規定が国際出願人にとって一層有利である場合は、その規定が本法の規定に優先する。

第 4 節 手数料

第 30 条

本法及び関連命令に基づいて納付される手数料の額は、納付手続と共に、1997 年 4 月 28 日の連邦知的所有権庁手数料規則(IPI-RT)の適用を受ける。

第3章 法的救済方法

第1節 期限不遵守の場合の手続続行

第31条

(1) IPI との関係において尊重しなければならない期限を遵守しなかった出願人又は権利所有者は、関連手続を続行すべき旨の書面による請求を IPI に対して行うことができる。

(2) 当該請求は、期限の不遵守に出願人又は権利所有者が気付いたときから2月以内に、ただし遅くとも期限満了から6月以内に、行わなければならない。更に、出願人又は権利所有者は、これらの期間中に、怠った行為を完全に履行し、かつ、事件の更なる処理について定められた手数料を納付しなければならない。

(3) 請求が承認された場合は、当該行為が適時に履行されていたならば生じていた筈の状況が回復される。

(4) 不遵守の期限が次の事項に関するものである場合は、事件の更なる処理は行われぬ。

- (a) 更なる処理に関する請求を提出すること
- (b) 優先権を主張すること

第2節 [廃止]

第32条 [廃止]

第3節 民事法

第33条 宣言的判決を求める訴訟

自己が適切な法律上の利益を有することを立証する者は、本法に規定する権利又は法律関係の存在又は不存在について宣言的判決を求める訴訟を提起することができる。

第34条 譲渡を求める訴訟

(1) 先取権を主張する者は、権利所有者に対して意匠権の譲渡を求める訴訟を提起することができる。

(2) 所有者が善意である場合は、訴訟は、意匠の公告から2年以内に同人に対して提起しなければならない。

(3) 譲渡が宣言された場合は、その間に第三者に付与されたライセンスその他の権利は無効とする。ただし、当該第三者が職業上の目的でスイスにおいて善意で意匠を使用した場合又はその目的で特別の措置を取った場合は、非排他的ライセンスの付与を受ける権原を有する。

(4) 損害賠償請求権は維持される。

第35条 履行を求める訴訟

(1) 自己の権利が侵害されている又は侵害される虞がある所有者は、裁判所に次のことを請求することができる。

- (a) 侵害が急迫している場合は、これを禁ずること

- (b) 侵害が持続する場合は、これを停止させること
 - (c) 被告に対し、不法に製造された物品であって同人が保有しているものの出所及び数量を明示し、かつ、産業上の顧客に引き渡された物品の受領者及び数を明示するよう命じること
- (2) 損害賠償の支払、背徳的行為に対する補償及び事業経営に関する規定から生じる利益の計算に関連して義務法に基づき提起された訴訟は、維持される。
- (3) 履行を求める訴訟は、意匠が登録された後にのみ提起することができる。出願人は、被告が登録出願の内容を認識した時点に遡って、損害を主張することができる。
- (4) 排他的ライセンスは、ライセンス登録の有無とは関係なく、訴訟を提起することができる。ただし、ライセンス契約において明示的にこれを排除している場合はこの限りでない。ライセンスは、自己が被った損害を主張する目的で侵害手続の当事者となることができる。

第 36 条 民事手続における没収

裁判所は、不法に製造された物品又は主として当該物品を製造することを意図した施設、設備その他の手段の没収又は廃棄を命じることができる。

第 37 条 [廃止]

第38条 予備的措置

予備的措置を要求する者は、特に、裁判所が下記目的での命令を出すことを要求することができる。

- (a) 証拠保全すること
- (b) 不法に製造された物品の出所を明らかにすること
- (c) 現場保全すること
- (d) 差止め命令及び救済措置の要求を暫定的に実行すること

第 39 条 判決の公告

裁判所は、勝訴当事者の請求に基づき、他方当事者の費用において判決を公告することを命じることができる。裁判所は、公告の方法及び範囲を決定する。

第40条 判決の通告

裁判所はIPIに無償で、公式の最終判決の全文を提供しなければならない。

第 4 節 刑事法

第41条 意匠権の侵害

- (1) 意匠権所有者からの訴えがあったときは、他人の意匠権を故意に侵害した者は、その行為が下記条件に該当するときは、1年以下の拘禁又は罰金を科せられる。
- (a) その意匠を不法に使用すること
 - (b) 意匠権に係る不許可の使用に参加すること、それを奨励すること又は助長すること
 - (c) 管轄当局に対し、同人が保有している、不法に製造された物品の出所及び範囲に関する情報の提供並びに受取人の名称の提示及び物品配布の範囲の開示を拒絶すること

(2) 違反者の行為が営利のためである場合は、違反者は職権による訴追を受けるものとする。その刑罰は5年以下の拘禁刑又は罰金である。拘禁刑は、罰金と併科される。

第41a条 処罰できない行為

第9条(1-2)に記載されている行為は犯罪ではない。

第 42 条 事業経営中に犯された侵害行為

1974年3月22日の行政刑罰法に関する連邦法第6条及び第7条は、事業経営の一環として従業者又は代理人により犯された侵害行為に適用する。

第 43 条 手続の停止

(1) 民事手続において被告が意匠権侵害の論拠が薄弱である又は意匠権侵害が存在しない旨を主張する場合は、裁判所は、刑事手続を停止することができる。

(2) 刑事手続において被告が意匠権侵害の論拠が薄弱である又は意匠権侵害が存在しない旨を主張する場合は、裁判所は、民事手続の一環として訴訟を提起するための適切な期間を同人に与えることができる。

(3) 手続停止の間、時効期間は停止する。

第 44 条 刑事手続における没収

事件が却下された場合も、裁判所は、不法に製造された物品を、主として当該物品を製造することを意図した施設、設備その他の手段と共に、没収又は廃棄するよう命じることができる。

第 45 条 刑事訴追

刑事訴追は、州の権能に属する。

第 5 節 税関からの助力

第 46 条 疑わしい物品についての通知

(1) 不法に製造された物品がスイス税関地域に搬入又はそこから搬出される疑いがある場合には、税関は意匠権の所有者に通知する権限を有する。

(2) この場合は、税関は、所有者が第47条に基づく請求を行うことができるように、当該物品を3就業日の間留置する権限を有する。

第 47 条 援助の申請

(1) 意匠権の所有者又は手続をする権利を有するライセンシーが、不法に製造された物品が近々にスイス税関地域に搬入又はそこから搬出される旨の明白な兆候を有する場合には、同人は、税関に対し書面をもって、その物品の自由な流通を停止するよう要求することができる。

(2) 当該請求を行う者は、自己に利用可能な情報であつて税関が決定に達するために必要なものすべてを税関に提供しなければならない。これには、特に、当該物品の明確な説明が含

まれる。

(3) 税関の決定は、最終的なものとする。決定において、行政費用を賄うための手数料を課することができる。

第48条 物品の差押

(1) 税関が、第47条(1)の申請を基にして、スイス税関地域に搬入又はそこから搬出され予定になっている物品の一部が、不法に製造された物品であると疑う合理的理由を有するときは、税関はそれについて、上記申請人及びその貨物に係る申告人、保有者又は所有者に対して通知するものとする。

(2) 請求を行った者が仮救済を得られるよう、税関は、問題の物品を、(1)に規定する通知から最長10就業日の間留置する。

(3) 事情により正当化される場合は、税関は、更に最長10就業日の間、問題の物品を留置することができる。

第48a条 試料

(1) 物品が留置されているときは、税関は、申請に基づき、差押申請人に点検のための試料を手渡すこと若しくは引き渡すこと又は前記申請人に留置物品の点検を許可することができる。

(2) 試料の徴収及び引き渡しは、差押申請人の費用負担において行う。

(3) 妥当な場合には、試料は、点検終了後返還されなければならない。試料が差押請求人によって保管される場合には、それらの取り扱いは、税関関連法の規定に従うものとする。

第48b条 製造及び取引に係る秘密の保護

(1) 税関は、第48条(1)に従って通知をするのと同時に、その物品にかかる申告人、保有者又は所有者にその試料の引き渡し、第48a条による点検する機会の提供が行われることがありうることについて通知しなければならない。

(2) 物品の申告人、保有者又は所有者は、製造及び取引の秘密を守るために、点検に立ち会うよう要求することができる。

(3) 物品の申告人、保有者又は所有者からの理由を付した要求があったときは、試料の引き渡しを拒絶することができる。

第48c条 差押物品についての破棄の申請

(1) 第47条(1)に基づく申請をするときには、その申請人は税関に対し、物品の破棄を請求する申請書を提出することができる。

(2) 破棄を求める申請がされたときは、税関は、第48条(1)に基づく通知の一部としてその旨を、物品の申告人、保有者又は所有者に通知しなければならない。

(3) 破棄の申請は、第48条(2)又は(3)に基づく、予備的措置を求めるための期限の延長をもたらさない。

第48d条 同意

(1) 物品の破棄には、その申告人、保有者又は所有者の同意を必要とする。

(2) 同意は、申告人、保有者又は所有者が第48条(2)及び(3)に基づく期間内に、明示して異議を唱えない限り、与えられたものとみなす。

第48e条 証拠

税関は物品を破棄する前に、損害賠償訴訟がある場合における証拠として、その試料を移送し、保存しなければならない。

第48f条 損害賠償

(1) 物品の破棄が不当であることが証明された場合には、破棄請求人は全面的に、その結果生じる損害に対して責任を負う。

(2) 物品の申告人、保有者又は所有者が破棄についての同意書を提出していた場合には、後で、その破棄が不当であることが証明されたときに、破棄請求人に対する損害賠償請求をすることができない。

第48g条 経費

(1) 物品の破棄は、破棄申請人の経費負担において行われるものとする。

(2) 第48e条の規定による試料の徴収及び保管の経費についての決定は、第48f条の規定による損害賠償請求についての査定に関連し、裁判所が行う。

第49条 説明責任陳述書及び損害賠償

(1) 物品の留置により損害が生じる虞があることが予期される場合には、税関は、差押申請人が税関に対し、説明責任陳述書を提出することを条件として、物品の留置をすることができる。この陳述書の代わりとして、事情によって正当化される場合には、税関は申請人に対し、適切な担保を提供するよう要求することができる。

(2) 予備的措置が命令されない場合又は仮処分の原因がないことが証明された場合には、差押申請人は、物品の留置及び試料の徴収から生じる全ての損害に対する責任を負う。

第4章 最終規定

第50条 強制執行

連邦理事会は、強制執行規則を制定する。

第51条 現行法の廃止及び改正

現行法の廃止及び改正に適用される規則は、付属に記載する。

第52条 経過規定

- (1) 登録意匠には、新法が施行され次第同法が適用される。4度目の保護期間延長請求は、複製に適した意匠の表示を添えて、IPIに提出しなければならない。
- (2) 本法が施行された場合は、既に出願されているが未登録である意匠には、当該意匠が登録されるまで旧法が適用される。
- (3) 本法が施行された場合は、封緘された登録意匠は、最初の保護期間の終了まで封緘したままにしておく。
- (4) 第35条(4)は、本法施行後に締結された又は確認されたライセンス契約にのみ適用される。

第53条 国民投票及び施行

- (1) 本法は、国民投票にかけられる。
- (2) 連邦理事会は、施行の日を設定する。

付属(第 51 条) 現行法の廃止及び改正

- I. 1900 年 3 月 30 日の意匠に関する連邦法は, ここに廃止する。
- II. 現行法は, 次のとおり改正する。